

# 確認検査手数料規程(大阪・兵庫)

## 平成 20 年 4 月 1 日 改定

### 建築物

1. 構造計算判定の審査を要するものは、判定手数料の他に別途手数料を申し受けます。
2. 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料¥80,000(1,000 m<sup>2</sup>以上は別途協議とします)を申し受けます。
3. 同一棟増築の手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の 1/2 を加算した面積を手数料算定床面積と致します。
4. 計画変更確認申請の手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の申請手数料の 1/2 として算定します。また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定を行います。
5. 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
6. 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の 1/2 を加算した面積を手数料算定面積と致します。
7. 構造上別棟の場合は棟ごとに加算します。(エクspansionジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物はそれぞれ別の建物として適用する。)

### 工作物

1. 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、各基毎の申請となります。
2. 令第 138 条第 1 項の工作物で高さが 15m を超えるものの申請手数料は、¥100,000 と致します。
3. 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物で、投影面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるものまたは高さが 4m を超えるものは、(表-2)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の手数を適用致します。
4. 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転又は運転等を伴うもの)は、構造安全審査の評定所(任意書式)を添付していただきます。

### 中間検査

1. 中間検査申請手数料は、平成 11 年 4 月 28 日付建設省住指発第 202 号通達の第 4 の 2 に示す方法で算定します。中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計と致します。
2. 平成 20 年 3 月 31 日以前に確認済証の交付を受けた中間検査手数料は、平成 20 年 3 月 31 日以前の手数を適用いたします。
3. 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし特定行政庁が定める場合はそれによります。
4. 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、(表-2)の確認審査手数料を加算致します。(ただし表 2-①を除く)

### 完了検査

1. 平成 20 年 3 月 31 日以前に確認済証の交付を受けた完了検査手数料は、平成 20 年 3 月 31 日以前の手数を適用致します。
2. 避難安全検証法、耐火性能検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥100,000 を申し受けます。
3. 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物で、投影面積が 10 m<sup>2</sup> を超えるものまたは高さが 4m を超えるものは、(表-2)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の完了検査手数料を適用致します。
4. 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、(表-2)の確認審査手数料を加算致します。(ただし表 2-①を除く)

平成20年4月1日 改定  
確認審査及び検査手数料

表-2

建築物		確認申請手数料(単位:円)				中間検査 手数料	完了検査 手数料	ポイント	
		① 右記以外のもの	② 構造計算書付	③ ピアチェック	④ 再計算				
100 m <sup>2</sup> 以内		¥26,000 .-	¥36,000 .-	☆  ② + ¥60,000 + 構造計算適合判定 機関手数料による		¥20,000 .-	¥20,000 .-	1	
		¥24,000 .-	¥32,000 .-			¥18,000 .-	¥18,000 .-		
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下		¥30,000 .-	¥40,000 .-			¥30,000 .-	¥30,000 .-	1	
		¥28,000 .-	¥38,000 .-			¥28,000 .-	¥28,000 .-		
200 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下		¥40,000 .-	¥60,000 .-			¥40,000 .-	¥40,000 .-	1	
		¥38,000 .-	¥58,000 .-			¥38,000 .-	¥38,000 .-		
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以下	/		¥100,000 .-		☆		¥60,000 .-	¥60,000 .-	2
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下			¥130,000 .-		② + ¥80,000 + 構造計算適合判定 機関手数料による		¥75,000 .-	¥75,000 .-	2
2,000 m <sup>2</sup> 超 4,000 m <sup>2</sup> 以下			¥200,000 .-		¥120,000 .-	¥120,000 .-	3		
4,000 m <sup>2</sup> 超 7,000 m <sup>2</sup> 以下			¥250,000 .-		¥150,000 .-	¥150,000 .-	3		
7,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下			¥300,000 .-	☆ ② + ¥100,000 + 構造計算適合判定 機関手数料による		¥200,000 .-	¥200,000 .-	4	
10,000 m <sup>2</sup> 超 15,000 m <sup>2</sup> 以下			¥450,000 .-		¥250,000 .-	¥250,000 .-	4		
15,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以下			¥600,000 .-	☆ ② + ¥200,000 + 構造計算適合判定 機関手数料による		¥300,000 .-	¥300,000 .-	5	
20,000 m <sup>2</sup> 超 50,000 m <sup>2</sup> 以下			¥800,000 .-		¥400,000 .-	¥400,000 .-	5		
50,000 m <sup>2</sup> 超		¥1,200,000 .-	☆ ②+¥350,000+構造計 算適合判定機関手 料による		¥500,000 .-	¥500,000 .-	6		

昇降機・小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証を受けたもの 上記以外のもの	¥25,000		¥30,000 .-	¥30,000 .-	1
工作物		¥25,000		¥30,000 .-	¥30,000 .-	1

※同一団地内で5件以上の確認申請を提出された場合は下段料金となります。

※4月1日以降に上記事項以外に料金等の変更が生じる場合がございますので、ご了承下さい。  
その他詳細につきましては、随時お問い合わせ下さい。

**平成22年1月5日 改定**  
**型式部材等製造者認証 物件**  
**確認審査及び検査手数料（各府県共通）**

表-3

床面積の合計	確認申請 手数料	中間検査 手数料	完了検査 手数料	ポイント
100 m <sup>2</sup> 以内	¥19,000 .-	¥19,000 .-	¥27,000 .-	1
100 m <sup>2</sup> 超      200 m <sup>2</sup> 以下	¥25,000 .-	¥22,000 .-	¥30,000 .-	1
200 m <sup>2</sup> 超      500 m <sup>2</sup> 以下	¥34,000 .-	¥28,000 .-	¥36,000 .-	1
500 m <sup>2</sup> 超      1,000 m <sup>2</sup> 以下	¥50,000 .-	¥48,000 .-	¥61,000 .-	2
1,000 m <sup>2</sup> 超      2,000 m <sup>2</sup> 以下	¥78,000 .-	¥80,000 .-	¥100,000 .-	2

※計画変更の手数料算定は、弊社確認申請手数料注意事項(大阪府、兵庫県)に準じます。

※平成22年1月5日からの確認申請受付物件より各申請手数料を適用と致します。

その他詳細につきましては、随時お問い合わせ下さい。